

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標」第三期と第四期（案）の対比（抜粋）

令和 8 年 8 月 1 8 日

第三期中期目標(令和 4～8 年度)	第四期中期目標(令和9～13 年度)【第2回時点】	第四期中期目標(令和9～13 年度)【第3回時点】
前 文 (略) 第1 中期目標の期間 (略) 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療の提供 (1) 診療機能の充実 ア～ウ (略) エ 感染症医療 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院として役割を果たすとともに、新たな感染症が発生した際には、県内の中核的な医療機関として、率先した対応を行うこと。 また、これまでの感染症対策の経験を活かし、<u>他の医療機関</u>に対して積極的に知識やノウハウの共有を行うこと。 (2)～(4) (略) 2～5 (略) 第3 業務運営の改善<u>および</u>効率化に関する事項 1～6 (略) 7 収入の確保と費用の節減	前 文 (略) 第1 中期目標の期間 (略) 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療の提供 (1) 診療機能の充実 ア～ウ (略) エ 感染症医療 感染症指定医療機関、<u>エイズ治療拠点病院</u>として役割を果たすとともに、新たな感染症が発生した際には、県内の中核的な医療機関として、率先した対応を行うこと。 <u>エイズ治療拠点病院として患者に良質な医療を提供し、安心して治療が受けられる体制の充実を図ること。</u> また、これまでの感染症対策の経験を活かし、<u>医療機関等</u>に対して積極的に知識やノウハウの共有を行うこと。 (2)～(4) (略) 2～5 (略) 第3 業務運営の改善<u>および</u>効率化に関する事項 1～6 (略) 7 収入の確保と費用の節減 <u>経常収支比率の悪化など財務面での課題が顕在化し、病</u>	前 文 (略) 第1 中期目標の期間 (略) 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療の提供 (1) 診療機能の充実 ア～ウ (略) エ 感染症医療 感染症指定医療機関として役割を果たすとともに、新たな感染症が発生した際には、県内の中核的な医療機関として、率先した対応を行うこと。 <u>エイズ治療拠点病院として患者に良質な医療を提供し、安心して治療が受けられる体制の充実を図ること。</u> また、これまでの感染症対策の経験を活かし、<u>医療機関等</u>に対して積極的に知識やノウハウの共有を行うこと。 (2)～(4) (略) 2～5 (略) 第3 業務運営の改善<u>および</u>効率化に関する事項 1～6 (略) 7 収入の確保と費用の節減 <u>経常収支比率の悪化など財務面での課題が顕在化し、病</u>

病床利用率の向上に向けた取組、診療報酬制度への適正な対応、診療報酬の請求漏れや返戻の防止、未収金対策の徹底などにより、収入の確保を図るとともに、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底などにより、費用の節減に取り組むこと。 8（略） 第4 財務内容の改善に関する事項 医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう人件費比率、材料費比率等の適正化により、経営の安定化に努め、経常収支の均衡を図ること。 なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。 第5 その他業務運営に関する重要事項 1～3（略）	院経営が非常に厳しい状況にある中で、人口減少や地域の医療需要の変化等をふまえた経営基盤の強化を図るため、病床利用率の向上に向けた取組、診療報酬制度への適正な対応、診療報酬の請求漏れや返戻の防止、未収金対策の徹底などにより、収入の確保に努めるとともに、診療材料費、薬品費、光熱水費等の節減、医療DX導入等による業務効率化、働き方改革に伴う時間外勤務の縮減などにより、費用の節減に取り組むこと。 8（略） 第4 財務内容の改善に関する事項 物価高騰や人件費の上昇等の影響により、厳しい経営環境にあっても、生産年齢人口が減少する中での医療人材の確保や、高齢化により増大する医療需要への対応を行い、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう努めること。そのために、人件費比率、材料費比率等の適正化により、経営の安定化に継続的に取り組み、経常収支の均衡を図ること。 なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。 第5 その他業務運営に関する重要事項 1～3（略）	院経営が非常に厳しい状況にある中で、人口減少や地域の医療需要の変化等をふまえた経営基盤の強化を図るため、診療機能の充実や病床利用率の向上に向けた取組、診療報酬制度への適正な対応、診療報酬の請求漏れや返戻の防止、未収金対策の徹底などにより、収入の確保に努めるとともに、診療材料費、薬品費、光熱水費等の節減、医療DX導入等による業務効率化、働き方改革に伴う時間外勤務の縮減などにより、費用の節減に取り組むこと。 8（略） 第4 財務内容の改善に関する事項 物価高騰や人件費の上昇等の影響により、厳しい経営環境にあっても、生産年齢人口が減少する中での医療人材の確保や、高齢化により増大する医療需要への対応を行い、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することが必要である。そのために、社会保障改革や診療報酬改定等の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、業務運営の一層の改善・効率化を進めることにより、経常収支の均衡を着実に図ること。 また、キャッシュフローおよび中長期的な資金収支の分析に基づき、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化を図ること。 なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。 第5 その他業務運営に関する重要事項 1～3（略）
--	---	---